

# 参照用

## 包括連携協定書

津山市（以下甲という）および学校法人加計学園（以下乙という）は、次のとおり包括連携協定を締結するものとする。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙において包括的な連携のもとに互いに協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

### （協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 地域づくり・まちづくりの推進に関すること。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (3) 教育・文化およびスポーツに関すること。
- (4) 健康および福祉に関すること。
- (5) 農業振興・自然環境の保全に関すること。
- (6) 交流事業に関すること
- (6) その他、連携協力を必要とする事項に関すること。

### （協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲および乙のいずれから改廃の申し出が無い場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

### （その他）

第4条 この協定に関し疑義が生じた場合、または協定に定めない事項については、甲、乙で協議し定めるものとする。

2 この協定で対象となる乙の設置校は次のとおりとする。

- ・ 岡山理科大学
- ・ 倉敷芸術科学大学
- ・ 千葉科学大学
- ・ 岡山理科大学専門学校
- ・ 玉野総合医療専門学校
- ・ 岡山理科大学附属高等学校
- ・ 岡山理科大学附属中学校

この協定の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上、各自その1通を保管する。

平成 26年 12月 2日

甲 岡山県津山市長

宮地昭範

乙 学校法人加計学園理事長

加計孝太郎

